

複合型介護福祉施設 熱海伊豆海の郷

通 所 介 護

運 営 規 程

社会福祉法人 湖成会

(事業所の目的)

第1条 社会福祉法人湖成会が開設する指定通所介護事業所デイサービスセンター熱海伊豆海の郷(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称)

第3条 本事業所の名称は次のとおりとする。

- (1) デイサービスセンター熱海伊豆海の郷

(事業所の所在地)

第4条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

- (1) 静岡県熱海市伊豆山717-1

(事業所の職員の職種、職員数及び職務の内容)

第5条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員兼務)

※管理者は従業者等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1名以上

※生活相談員は利用者及び家族の必要な相談の応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービス調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。また、他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

- (3) 看護職員 1名以上

※看護職員は健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握すると共に、通所介護計画に基づき通所介護を提供する。また、他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

- (4) 機能訓練指導員 1名以上

※機能訓練指導員は利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を通所介護計画に基づき通所介護を提供する。また、他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

(5) 介護職員 6名以上

※介護職員は通所介護の提供に当たり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対する確かな介助を行う。また、他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～日曜日（但し、12月30日から1月3日を除く）
- (2) サービス提供時間 午前9時30分～午後4時30分
- (3) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

(利用定員)

第7条 1日の事業所の利用定員は、介護予防通所介護も含めて次のとおりとする。

- (1) 月曜日～日曜日 35名

(通所介護計画の作成)

第8条 通所介護計画は以下の点を踏まえた計画を作成・実施する。

- (1)管理者は、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するものとする。
- (2)管理者は、上記の通所介護計画を作成した時は、利用者又はその家族に対して、その内容等について説明するものとする。
- (3)通所介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
- (4)通所介護従事者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録する。

(通所介護の内容)

第9条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の支援

日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。

- ①. 排泄の介助
- ②. 移動の介助
- ③. 養護(休養)
- ④. その他必要な身体の介護

(2) 健康状態の確認

(3) アクティビティの実施

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練並びに利用者の心身に活性化を図るための各種サービス(アクティビティ・サービス)を提供する。

- ①. 日常生活動作に関する訓練
- ②. レクリエーション(アクティビティ・サービス)

- ③. グループワーク
 - ④. 行事的活動
 - ⑤. 体操
 - ⑥. 趣味活動
- (4) 送迎サービス
障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。
- (5) 入浴サービス
居宅における入浴が困難な利用者への入浴サービスを行う。
- (6) 食事サービス
利用者に対して食事サービスを行う。利用者の状態に応じて必要な介助を行う。
- (7) 運動器機能向上
利用者が日常生活を営むのに必要な運動器機能能力の減退を防止する為のサービスを提供する。
- (8) 口腔機能向上
口腔機能の低下している又はおそれのある利用者に対し、日常生活を営むのに必要な口腔機能の減退を防止する為のサービスを提供する。

(通常の事業の実施区域)

第10条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

- ・熱海市(初島を除く)
- ・湯河原町(神奈川県足柄下郡)
- ・真鶴町(神奈川県足柄下郡)

(通所介護の利用料及びその他の費用の額)

第11条 通所介護の利用料及びその他の費用の額は次のとおりとする。

- (1) 通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設 サービスが法定代理受領サービスであるときは、要介護状態に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた額とする。なお、その他の場合は、法令定めるところによる。
- (2) その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
- ①. 第6条(2)に定めるサービス提供時間を超え、通所介護を受ける場合
 - ・30分あたり 500円
 - ②. 通常の事業の実施区域を越えて行う送迎に要する費用
 - ・第10条の通常の事業の実施区域を越えてから1キロ毎に 10円
 - ③. 食費 (昼食)650円
 - ・その他希望に応じて (朝食)400円 (夕食)450円
 - ④. おやつ代 100円
 - ⑤. おむつ代 実費
 - ⑥. その他日常生活上の便宜に係る費用 実費
 - ⑦. キャンセル料 お客様のご都合でサービスを中止する場合
 - ・ご利用当日の午前8時30分以降にご連絡いただいた場合介護サービス料の10%

(3)前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書にて説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は通所介護のサービス利用に当たっては次の事項に留意する。

- (1)サービスの利用にあたって、主治の医師からの指示事項等がある場合には、申し出ること。
- (2)利用にあたって、体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。
- (3)事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとする。
- (4)事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
- (5)利用者は事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。
 - ①. 決められた場所以外での喫煙
 - ②. サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
- (6)利用者は、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・心身・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行わないこと。

(緊急時における対応方法)

第13条 通所介護の提供にあたる者は、サービス提供時に利用者の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治の医師に連絡し、必要な処置を行うとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2)虐待防止のための指針の整備
 - (3)虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生時の対応方法)

第16条 事業所は、利用者に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族又は保険者に連絡を行うとともに必要な措置を講ずることとする。

- 2 利用者に対する通所介護サービスの提供により事業所の責に帰すべき事由で賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第17条 管理者は、その提供した通所介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、その提供した通所介護サービスに関し、保険人が行う文書その他の物件の提出若しくは提示、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 従業者等は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

(個人情報保護)

第18条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「社会福祉法人湖成会個人情報保護規程」を遵守し適切な扱いに努める。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 通所介護に当たる従業者の資質向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1)採用時研修 採用後3か月以内
- (2)継続研修 随時
- 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもちがうことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(協議事項)

第20条 この規程に定めるほか、運営に必要な事項については、社会福祉法人湖成会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 18 年 8 月 1 日から改訂する。
この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から改訂する。
この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から改訂する。
この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から改訂する。
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から改訂する。
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から改訂する。
この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から改訂する。
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から改訂する。
この規程は、平成 26 年 5 月 1 日から改訂する。
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から改訂する。
この規程は、令和 1 年 5 月 1 日から改訂する。
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から改訂する。
この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から改訂する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改訂する。